

## T N R 協力者を募集します

協力いただく活動の内容・・・協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る

- ①事前調査 ②周知 ③捕獲 ④手術場所への搬入 ⑤手術場所から捕獲場所への返還  
⑥野良猫への給餌者に対する指導又は助言 ⑦事後調査

## 登録要件

- ① 原則として、野良猫の繁殖制限のための活動の経験があること  
② 「TNR作業標準手順書」(裏面)に従って作業ができること  
③ 作業に自動車を用いる場合にあつては、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること  
④ 地域住民や野良猫への給餌者等に対し、穏やかな指導又は助言ができること  
⑤ 個人情報等の守秘ができること  
⑥ 相互に協力して活動ができること

## 注意事項

- ① 具体的な繁殖制限計画(地区別計画)は、協議会の事業部会において定めます。あらかじめ登録いただいた協力可能地域での計画について、事前に事務局と調整したうえで「作業班」に加わっていただきます。具体的な日時や方法等についても事務局と調整していただけます。  
② 「作業班」は複数の団体で構成されることがあります。  
③ 現地での作業にあつては、作業報告書を作成いただいたうえで、協議会の定めにより実費弁償します。また、作業中に万一負傷した場合や損害賠償責任を負った場合は、協議会が補償できる場合があります。

## T N R 協力者応募用紙

登録要件及び注意事項を承諾したうえで、「神戸市人と猫との共生推進協議会」のT N R 協力者に応募します。

団体名/個人名

※団体の場合は住所・氏名・電話番号の記載された活動参加者名簿を添付してください

団体代表者名

住所/所在地

TEL

FAX

主な活動実績

活動可能な地域

活動可能な曜日・時間帯

協力できる内容

- 事前調査  搬入・返還 (運搬車両 有 台/ 無 )  
 周知  指導・助言  
 捕獲 (捕獲器 有 台/ 無 )  事後調査

## T N R 作業標準手順書

作業日時	事前周知・捕獲・手術場所への搬入・返還を行う日時等については、協議会が決定する地区別計画に従うこと。
事前手続き	作業にあたり、実施場所の所有者等の許可を要する場合は、事務局の指示に従い、所要の手続きを行うこと。
事前周知	事前周知チラシの必要部数を事前に事務局に報告すること。 事前周知チラシは、繁殖制限実施の最低 2 ～ 3 日前までに個別配布し、周知徹底を図ること。 事前周知に先立ち、神戸市及び自治会等に事前説明が必要な場合は、事務局の指示に従うこと。 周知チラシによらず事前周知を行う場合は、あらかじめ事務局に相談すること。
捕獲器準備	捕獲器の受取・返還については、事務局の指示に従うこと。 あらかじめ使用する捕獲器の重量を計測し、捕獲器に添付等しておくこと。 捕獲器を覆うことのできる布等及び捕獲器に仕掛ける餌はTNR作業者が用意すること。
捕獲	捕獲器にTNR 作業者の連絡先を記載した標識を貼付するとともに、設置中は常に捕獲器の見える場所に待機すること。 捕獲器を番号管理する場合は、あらかじめ事務局が交付した猫管理票（様式第 4 号）の番号に合わせること。 捕獲した猫に名札等による所有者明示があり、外観上明らかに飼い猫と判断できる場合は、当該猫をリリースすること。
搬入	搬入する猫が、外観上明らかに飼い猫と判断できる状況でないことを確認し、あらかじめ事務局が交付した猫管理票に記録すること。 猫と猫管理票を確実に担当獣医師に引き渡すこと。
返還	担当獣医師より猫と猫管理票（様式第 4 号 - 1）を受取り、捕獲した場所において事故のないように返還すること。 ただし、当該猫をTNR 作業者等が継続して飼養保管し又は譲渡しようとする場合はこの限りでない。
報告	実施報告書（様式第 3 号）に記入の上、作業終了後速やかに事務局に報告すること。（地域猫活動団体等にあつては、省略することができる）
その他	使用しなかった猫管理票は、指定の期日までに事務局に返却すること。